

不正競争防止法 2条1項10号

輸入差止申立書
(保護対象営業秘密関係)

税關様式 C 第 5843 号

1 整理 No

—

2 令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 東京 稅關長 殿

4 绿色 申立人 【公表】

住 所 〒○○○-○○○○

東京都千代田区〇〇町×番△号

ABCDビル

氏名又は名称

株式会社カストムス

法務部（知的財産担当）

担当者 不競 次郎

電話番号 03-XXXX-XXXX

電子メールアドレス【不開示】〇〇〇@△△△

受信用 NACCS 利用者コード【不開示】 00000

関税法第69条の13第1項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立てをします。
記

1. 認定手続を執るべき税関長【開示】

5 (函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長

2. 輸入差止申立てに係る経済産業大臣認定書の内容等

9 3. 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物【公表】

※ 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物（対象品）【開示】	添付資料 1「経済産業大臣認定書」の別紙 1「〇〇〇」に記載の「『A社の△△△』の情報記録媒体」	
※ 対象品の品名【公表】	情報記録媒体	一般的な品名を記載してください。
輸入統計品目番号【開示】	〇〇〇〇.〇〇-〇〇〇	番号が不明である場合は記載不要です。

10 4. 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物が侵害すると認める理由【開示】

※ 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物は、営業秘密のうち技術上の情報を、不正に使用する行為によって生じた物である。よって、当該物品が、当社の許諾なく、貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者によって輸入される場合は、関税法上の「不正競争行為を組成する物品」となる。 (添付資料 1「経済産業大臣認定書」参照)
--

11 5. 識別ポイント【開示の可否：□可、■否】

※ 添付資料 2「識別ポイントに係る資料」のとおり

12 6. 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】

※ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
<input type="checkbox"/> 受理日から令和 年 月 日まで
<input checked="" type="checkbox"/> 受理日から 4 年間

13 7. その他参考となるべき事項

(1) 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物の輸入に関する参考事項【不開示】

輸出者 <input type="checkbox"/> 株式会社 (□□□□ CO., LTD.) 〇〇〇〇国△△△市・・・・・(〇〇〇〇 △△△ ・・・・・)
仕出国 〇〇〇〇国、□□□国
その他 海上貨物により、大阪及び東京港からの輸入が予想される

14 (2) 訴訟等での争い【開示】

輸入差止申立てに係る保護対象営業秘密について争いがある【□有、■無】

争いがある場合は、その争いの内容

該当事項があれば記載をお願いします。

該当事項がない場合は記載不要ですが、取締りに有効と思われる事項ですので、把握しているものがあれば極力記載をお願いします。

15 (3) その他の参考事項【開示の可否：□可、■否】(適宜、参考事項を添付する。)

16

8. 添付資料等

<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 経済産業大臣認定書【開示】	添付する資料についてチェックをして添付資料の番号及び資料の名称を記載してください。
添付資料 1 「経済産業大臣認定書」		
<input checked="" type="checkbox"/>	識別ポイントに係る資料 【開示の可否：□可、■否】	他の資料が無い場合にも、開示の可否をチェックしてください。
添付資料 2 「識別ポイントに係る資料」		
<input type="checkbox"/>	裁判所の判決書、仮処分決定通知書の写し 【開示】	
<input type="checkbox"/>	その他の資料 【開示の可否：□可、■否】	
<input type="checkbox"/>	代理権に関する書類 【開示】	
<input checked="" type="checkbox"/>	上記資料等の電磁的記録	

(注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください。ただし、経済産業大臣認定書を除き、侵害の事実を疎明するための資料等営業秘密に関する資料の提出は不要です。

2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。

3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。

(1) 【公表】項目

原則として、税関ホームページ等で公表されます。

(2) 【開示】項目

認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。

(3) 【開示の可否】項目

申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。

4. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面（任意の様式）により提出してください。

税関記入欄	
-------	--

(規格 A 4)

全体にかかる注意事項

- ・A4サイズで作成する。
 - ・記入項目が各様式の1ページに入りきらない場合は、順次、次ページへ繰り下げてよい。
 - ・欄中に記載できない場合は別紙を添付することができる。
 - ・別紙には、明確に別紙番号を付し、欄中には「別紙〇「△△」のとおり」などと記載する。
 - ・**税関様式内の「※」の付されている欄は必ず記載する。付されていない欄は任意記載。**
 - ・資料を添付する場合は、明確に資料番号を付し、欄中には「添付資料〇「△△」」と記載する。
 - ・開示の可否等にかかるチェックボックスには欄中に記載事項が無い場合でもチェックする。
 - ・チェックボックス（□）は、該当箇所をレチェック（☑）又は塗りつぶす（■）。
 - ・パソコン等で作成するのが望ましい。
 - ・文字の大きさや間隔等は特に制限はないが、見やすい大きさ、文字配列で作成する。

※項目をクリックすると記載例にジャンプします。

1. 整理No.

- 税関が記入するので、空欄にしておく。

2. 提出年月日

- ・ 輸入差止申立書を提出する日を記載する。郵送等の場合は発送する日を記載する。

3. 申立先税關

- ・ 輸入差止申立書を提出する税関長名を記載する。

4. 申立人 (必須)

- ・ 住所欄には、郵便番号及び住所を記載する。
 - ・ 氏名又は名称欄には、申立人の氏名（法人の場合には法人の名称）を記載する。
 - ・ 法人番号又は国籍欄には、13桁の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。）を保有する場合に記載する。外国人又は外国法人の場合には国籍を記載する。
 - ・ 代理人が輸入差止申立手続を代理して行う場合には、申立人の下に続けて（代理人）と記載のうえ、代理人の住所、代理人の氏名又は名称、法人番号等を上記申立人の記載に準じて記載する。この場合、代理人に輸入差止申立ての手続を委任していることについて、委任の範囲が明示された代理権を証した書面を添付する。
 - ・ （連絡先）欄には、申立てに関する連絡先を記載する。この場合、申立人、代理人の住所と異なる住所の場合には、住所（郵便番号）を追記する。申立てが受理された場合における認定手続に関する連絡先（通知書送付先）が申立てに関する連絡先と異なる場合には、連絡先の下に（認定手続の連絡先）と記載の上、上記連絡先欄に準じて記載する。
 - ・ 受信用 NACCS 利用者コード欄には、認定手続関係通知書の電子的送付を希望する場合のみ半角英数字5桁のNACCS 利用者コードを記載する。

(例) 申立人【公表】

住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都千代田区○○町×番△号 A B C D ビル

氏名又は名称

株式会社カストムス

法人番号又は国籍 ○○○○○○○○○○○○○○○○

(連絡先)
財務法律事務所
担当者 弁理士 財務 次郎
電話番号 03-△△△△-□□□□
電子メールアドレス【不開示】○○○@△△△
受信用 NACCS 利用者コード【不開示】○○○○○

5. 認定手続を執るべき税関長

- ・ 輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関長名を抹消し又は二重線で消す。

6. 経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号 (必須)

- ・ 経済産業大臣認定書の作成年月日及びその番号を記載する。

7. 経済産業大臣認定書の記載内容（必須）

- ・ 経済産業大臣認定書に記載されている内容を記載する。
 - ・ 上段：不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項として認定された内容を記載する。
 - ・ 下段：上記の貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者として認定された内容を記載する。

8. 使用を許諾し又は許諾されている者（申立人を除く）（必須）

- 申立てに係る営業秘密の使用が許諾されている者がいる場合はその者の住所、氏名又は名称、法人番号（保有する場合）、電話番号を記載する。使用の内容に許諾範囲がある場合は併せて記載する。
(例：項目「許諾の範囲」について)
この申立てに係る経済産業大臣認定書の認定に係る営業秘密を使用した商品の商品化及び日本国内での販売

9. 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物（必須）

- 税関長に認定手続を執るべきことを申し立てる貨物を記載する。
 - 輸入統計品目番号が分かれば記載する（任意）。

10. 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物が侵害すると認める理由 (必須)

- ・ 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物（対象品）の特定を行ったうえで、当該貨物が自己の権利を侵害すると認める理由を記載する。記載しきれない場合は、別紙としても良い。その場合は、別紙「認定手続を執るべきことを申し立てる貨物が侵害すると認める理由」のとおりなどと記載する。
 - ・ (例) 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物は、営業秘密のうち技術上の情報を、不正に使用する行為によって生じた物である。よって、当該物品が、当社の許諾なく、貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者によって輸入される場合は、関税法上の「不正競争行為を組成する物品」となる。

11. 識別ポイント（必須）

- 上記「認定手続を執るべきことを申し立てる貨物が侵害すると認める理由」において特定した対象品の記載のほか、侵害疑義物品の発見の参考となるポイントを記載する。
- 真正商品又は侵害すると認める物品に特有の表示、形状、包装等、真正商品と侵害すると認める物品を外観で識別するポイント及び方法等につき具体的、かつ、詳細に記載する。

12. 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間（必須）

- 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、4年以内の期間を記載する。また、希望する期間（□）にレチェックを付し又は□を■とする。なお、不要な文字は抹消して差し支えない。

13. 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物の輸入に関する参考事項

- 輸入差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。
- 輸出者が判明している場合には、「その他特定又は想定される事項」に、氏名、住所等、判明している範囲で記載する。氏名及び住所については、アルファベット表記を判明している範囲で記載する。
- 仕出国が判明している場合には、「その他特定又は想定される事項」に、判明している範囲で記載する。
- 輸送形態、輸入港等、判明している範囲で「その他特定又は想定される事項」に記載する。
- その他の情報がある場合は把握されている事実を「その他特定又は想定される事項」に記載する。
- 判明していない場合は「不明」と記載する。

14. 訴訟等での争い

- 申立てに係る保護対象商品等表示等について、訴訟での争いがある場合には必ず記載する。
- ない場合は、「無」のチェックボックスをレチェック（□）又は塗りつぶす（■）。

15. その他の参考事項

- 取締対象国を限定する、特定の会社を除外する等、その他参考となる事項があれば記載し、必要に応じ資料を添付する。
- 申立人（代理人）以外の者が侵害疑義物品の点検を行う場合は、点検実施者の担当者（所属、氏名）、電話番号及び電子メールのアドレスを記載する。

（例）（点検実施者）

株式会社カストムスジャパン 知的財産課 關税 次郎

（連絡先）

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都〇〇区〇〇町×番△号〇〇ビル

03-△△△△-□□□□

〇〇〇〇〇〇〇〇@△△△. ××

16. 添付資料等

（注意）

- 添付資料の右肩には必ず「添付資料〇」と資料番号を表示する。資料番号が共通する資料が複数ある場合には、「添付資料〇-1」等の枝番をそれぞれに表示する。
- 各添付資料に更に別紙等の資料を付ける場合には、資料名を「添付資料」とするのを避け、「別紙〇」又は「別添〇」等とする。

〇経済産業大臣認定書【必須】

- 経済産業大臣認定書の写し
- 経済産業大臣に認定の申請時に同大臣に提出した資料は、原則として添付不要。

○識別ポイントに係る資料

- ・ 侵害疑義物品の発見の参考となる資料であり、上記「侵認定手続を執るべきことを申し立てる貨物が侵害すると認める理由」において特定した対象品の記載のほか、真正商品又は侵害すると認める物品に特有の表示、形状、包装等、真正商品と侵害すると認める物品を外観で識別するポイント及び方法を示したもの
- ・ 書類の名称を記載する。

○裁判所の判決書、仮処分決定通知書の写し

- ・ 本資料を提出する場合、本欄と共に「侵害の事実を疎明するための資料」欄もレチェック（）又は塗りつぶす（）。
- ・ 書類の名称を記載する。

○その他の資料

- ・ 上記以外の添付資料がある場合には、資料の名称を記載する。

○代理権に関する書類

- ・ 代理人が輸入差止申立手続きを行う場合は、委任の範囲を明示した代理権を証する書類を添付する。

○上記資料等の電磁的記録

- ・ 上記資料の一部又は全部を電磁的に作成しており、当該電磁的記録を適宜の媒体・手段によって提出が可能な場合に提出する。